

東社協福祉施設経営相談室だより

No.136(全1枚)

令和元年12月24日

令和2年度版 東社協参考人事給与制度について

令和元年東京都人事委員会勧告に伴い、令和2年度版「東社協参考人事給与制度」を作成しました。

なお、「平成30年度版東社協参考人事給与制度(冊子)」でお伝えしたとおり、一昨年度よりホームページでの掲載のみとなります。何卒ご了承のほどよろしく願いいたします。

1 令和元年度版「東社協参考人事給与制度」の主な内容

例月給は改定見送り、特別給は6年連続の引上げ

○例月給

公民較差(47円、0.01%)は極めて小さいため、改定を見送り

○特別給(賞与)

年間支給月数を0.05月分(4.60月→4.65月)引上げ、勤勉手当に配分

上記の令和元年東京都人事委員会勧告を準用して、令和2年度版「東社協参考人事給与制度」は下記の通りとなります。

ただし、下記の②③については、変更はありません。

①給料月額の改定見送りに伴う、東社協参考給料表の改定見送り

②東社協の独自の基準による1級(A~C表)の存置(平成22年度版より実施)

③東社協の独自の基準による4級(A~C表)〔管理職〕・5級(A表)〔施設長〕の存置(平成27年度版より実施)

《参照先》【東社協ホームページ】

令和2年度版 東社協参考人事給与制度

<https://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html#kyuryo>

ホーム > 事業案内 > 経営相談事業/経営支援事業 (ページ一番下)

東京都社会福祉協議会 経営相談室

社会福祉法人・福祉施設の経営・運営に関する相談を受けています。日常の施設運営にかかる相談の他、弁護士・公認会計士・税理士・社会保険労務士がそれぞれの専門分野の相談に応じます。

月曜～金曜(祝祭日、年末年始休) 9時～17時45分 TEL03-3268-7170

* 本相談室へのご相談は、東社協HPにある 指定の相談票 にご記入のうえ、k_soudan@tcsw.tvac.or.jp へお送りください。